

介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書

<令和 7 年 5 月 1 日 現在 >

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5342-5351

担当 小滝 優

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 株式会社 アクトライフ (グリーンケア中野) の概要

(1) 事業の目的

要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(2) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	グリーンケア中野		
法人名	株式会社 アクトライフ		
所在地	東京都中野区弥生町2-31-9 朝日プラザ中野弥生町1A		
介護保険指定番号	訪問介護	1371402965	
	介護予防訪問介護	1371402965	
・その他のサービス	居宅介護支援		
サービスを提供する地域 *	中野区・渋谷区		

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(3) 同事業所の職員体制

	資格	常勤(専従)	常勤(兼務)	非常勤	業務内容	計	
管理者		名	1名	名	事業所管理	1名	
サービス提供責任者	介護福祉士	名	4名	名	コーディネーター	4名	
	実務者研修	名	名	名		名	
事務職員他		名	2名	名	経理事務等	2名	
従事者	介護福祉士		名	1名	12名	ホームヘルパー	13名
	実務者(1級)研修修了者		名	1名	名	ホームヘルパー	1名
	初任者(2級)修了者		名	1名	21名	ホームヘルパー	22名
	その他		名	名	名		名

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(但し祝日及び12/29～1/3を除く)				備考
営業時間	9:00～18:00(但し電話にて24時間連絡対応可能)03-5342-5351				
サービス提供時間	通常時間帯	早朝	夜間	深夜	
	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00	22:00～6:00	
平日	○	応相談	○	応相談	
土・日・祭日	○	応相談	○	応相談	

3. サービス内容

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業計画の作成

(2) 予防支援に係る日常生活支援全般

(3) その他のサービス

・介護相談 介護保険や日常の介護の悩みを専門家がお答えします。
等

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割～3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 料金表 - 基本料金 】

介護予防訪問介護費	基本料金	利用料	利用料は月単位の定額報酬
1週に1回程度の利用	¥13,406	収入により 1割～3割	
1週に2回程度の利用	¥26,778		
1週に2回を超える利用	¥42,487		

* 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

【 加算 】

- ① 初回加算 ¥2,280
初めて利用する事業所の場合、初月のみ加算されます。
- ② 介護職員等処遇改善加算(I) 実施単位数に**24.5%**を乗じた額

(2) 交通費

前記2の(2)のサービスを提供する地域及びそれ以外の地域にお住まいの方の交通費は無料です。

(3) キャンセル料

サービスの中止の場合、キャンセル料は発生しませんが、原則サービス提供の前日18:00までにご連絡ください。

(連絡先 電話 03-5342-5351)

(4) 償還払い

お客様がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅介護サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、お客様が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付致します。

(5) 料金の変更

介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、お客様の負担額を変更します。

(6) その他

- ① お客様の住まいでサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、同行時の交通費等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 料金のお支払方法
毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払いください。
お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払方法は郵便貯金自動引き落としを原則といたしますが、利用者の都合によりその他金融機関による自動引き落とし、口座振込を選ぶことができます。その他の方法に関しましてはご相談下さい。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

介護予防契約を結び、アセスメントを行ってから介護予防・日常生活支援総合事業計画書を作成しサービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

- ② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要支援認定区分が、要介護、非該当（自立）と認定された場合（要介護となった場合は、訪問介護の契約をすることができます）
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、又は当社が破産した場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の介護予防・日常生活支援総合事業サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①自立した生活へのサポート
- ②身体的だけではなく精神的にもサポートする
- ③状態悪化の防止、予防に役立つようにサービスを提供する
- ④利用者、家族の立場に立ったサービスの提供
- ⑤守秘義務の厳守

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される場合はお申し出下さい
男性ヘルパーの有無	○	
従業員への研修の実施	○	年3回実施
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

(3) 緊急連絡先

株式会社 アクトライフ グリーンケア中野
TEL: 03-5342-5351
管理者: 村山 隆一

7. サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談・苦情担当

担当 小滝 優
担当者職種 サービス提供責任者 電話 03-5342-5351
受付時間 毎週月曜日～金曜日(9:00～18:00)

② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 _____

担当 介護保険課 電話

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

8. 第三者評価実施の有無

現在、第三者評価は実施しておりません。

9. 弊社個人情報の取扱いに関する苦情担当

担当 本社 個人情報保護担当者

電話 03-5342-5351

10. 事故発生の対応

サービス提供中に事故その他緊急事態が発生した場合、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に連絡します。

11. 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなう、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

12. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社 アクトライフ
代表取締役・氏名	代表取締役社長 中村 彬人
本社所在地・電話番号	東京都渋谷区本町3-35-17 TEL 03-6300-9430 FAX 03-6300-9431
定款の目的に定めた事業	1、居宅介護支援事業 2、居宅サービス事業 3、上記の介護を行う施設の運営及び管理業務 4、介護保険施設の設立及び運営 5、住宅改修事業 6、介護予防サービス事業 7、地方公共団体から委託を受けた介護認定調査業務の請負 8、老人福祉法に定める有料老人ホームの設立及び運営 9、老人福祉法に基づく、地方自治体からの委託による在宅介護支援センター事業 10、ホームヘルパー等の研修及び養成に関する事業 11、書籍の出版及び販売に関する業務 12、在宅配食サービス事業 13、医療用機器、福祉用具及び各種消耗品の販売及びレンタル事業 14、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 15、障害者総合支援法に基づく相談支援事業 16、障害者総合支援法に基づく移動支援事業・地域活動支援センターを経営する事業 17、障害者総合支援法に関連するホームヘルプサービス 18、診察報酬請求事務並びに病院一般事務の受託 19、リネンサプライ業 20、臨床検査業務 21、病院・院内内の清掃 22、病・医院患者の入浴の受託業務 23、病院入院患者に対する食事の提供業務の受託 24、前記各号に関するコンサルティング事業 25、医療機関運営に係わるコンサルティング事業 26、労働者派遣事業法に基づく一般及び特定労働者派遣事業 27、前各号に附帯する一切の業務

事業所数

訪問介護事業所

1ヵ所